

スポーツ施設等の適正な利用について

現在、市有スポーツ施設等の予約・抽選等については、まえばしネットを利用することにより、施設に直接来場しなくても、自宅や外出先等で気軽に操作ができるシステムになっています。

しかしながら、「とりあえず予約」をして、直前に不要になった予約のキャンセルをする利用者が一定数おり、本来施設を利用できたはずの人が利用できない状況が発生しています。

本来、利用規則等により利用日の11日前を過ぎてからのキャンセルについては、制限されていますので、利用する際は、すべての利用者に公平にご利用いただけるよう、利用する日だけ予約をしていただきますようお願いいたします。

なお、やむを得ずキャンセルをする場合は、下記のとおりキャンセルの手続き方法を定めましたので、それに基づいて施設のキャンセルをお願いいたします。

記

1 キャンセルの手続方法

①利用日の11日前までにキャンセルをする場合

- (1) まえばしネットにより施設予約を行った場合
→まえばしネットにより、キャンセルが可能です。(今までと同様です。)
- (2) 書面により施設予約を行った場合
→所定のスポーツ施設において、取消申請書の提出が必要です。

②利用日の11日前を過ぎてからキャンセルをする場合

所定のスポーツ施設において、取消申請書の提出が必要です。

※屋外施設を利用する場合において、利用日当日が雨天等の悪天候により利用できない場合に限り、利用日前日から電話連絡によるキャンセルが可能です。

なお、その場合の連絡期限は、利用時間帯枠の開始時間までとなります。

2 取消申請書の提出方法及び提出場所

- (1) 提出方法
所定のスポーツ施設窓口へ直接提出してください。(FAX、メール等での提出は不可)
※用紙は、各施設で配布又は市HPで入手できます。
- (2) 提出場所
別紙のとおり
※利用する施設ごとに提出場所が定められています。
- (3) 提出の際の注意事項
取消申請は、予約者本人(まえばしネットに登録されている者)のみ可能です。
申請書を提出する際は、本人確認を行いますので、運転免許書等の身分証明書を提示してください。

3 取消申請書の提出期限（キャンセル期限）

(1) 提出期限

利用時間帯枠の開始時間までに所定の提出場所へ提出してください。

ただし、利用時間帯枠がその日の最初の枠の場合は、利用日の前日までに所定の提出場所へ提出してください。

(2) 注意事項

ア 取消申請書の受付は、窓口受付時間内に限ります。

イ 提出場所が休館日にあたる場合は、休館日の前の営業日までに提出してください。

ウ 提出期限までに取消申請書が提出されない場合は、施設利用の意思があるものとみなし、規定の使用料等を徴収します。

エ 提出期限を過ぎた後は、取消申請書の受付はできません。

4 上記3に規定する手続きを行わなかった（無断キャンセルの）場合

無断キャンセルを行った場合は、無断キャンセル分の使用料を徴収し、下記のとおり利用制限を行います。

①既に予約されている利用の全取消

②無断キャンセル日から1年間、すべてのスポーツ施設等の利用禁止

5 適用開始日

平成29年11月1日以降の利用分から

6 今後の適切な施設利用への取り組み

今回のキャンセル規定の導入によってもその改善が見られない場合は、「キャンセル」をすること自体を制限することも検討しておりますので、すべての利用者が公平に利用できるよう、適切な施設利用をお願いします。

【問い合わせ】

スポーツ課スポーツ施設係

電話 027-898-5832